

- ◆ 令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水防法に基づく水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを活用した説明が義務化されました。
- ◆ 千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）の以下のレイヤーをご覧ください、対象箇所の水害リスクをご確認ください。

WEB版ハザードマップ レイヤー名称	水防法に 基づくか	備考
洪水（浸水深（想定最大規模））	○	—
内水（浸水深（想定最大規模）） ※雨水出水＝内水	×	浸水範囲は、水防法に基づく想定最大規模の降雨を考慮していますが、同法第14条の2に基づく雨水出水浸水想定区域を指定していないため、同法第15条第3項に基づくハザードマップとなっております。
高潮（浸水深（想定最大規模））	×	浸水範囲は、水防法に基づく想定最大規模の高潮を考慮しておりますが、同法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域を指定していないため、同法第15条第3項に基づくハザードマップとなっております。

※ 千葉市は（一社）千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び（公社）全日本不動産協会千葉県本部と「不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定」を結ばせていただいております。水防法に基づくハザードマップ以外の水害リスクについても、不動産取引時における取引相手方への説明について、ご協力をお願いいたします。

協定について

